

ドローン操縦の資格取得を検討中の農業者の皆様へ

～ドローンオペレーター育成費補助金のご案内～

ドローンの普及拡大を推進していくため、農業者等のドローン操縦の資格取得にかかる経費の一部を支援します。

ドローンオペレーター育成費補助金の概要

◆ 事業の対象者

次に掲げる要件を全て満たす方

- (1) 農業者（本市に本拠がある農業法人の従業員を含む。）であって、本市に住所を有するものであること。
- (2) 現在ドローンを所有し、又は操縦資格を取得後1年以内に所有することが確実であると見込まれる者であること。
- (3) 国土交通省が指定する登録講習機関において、ドローンの安全な運航管理と操縦技術等の教習を受けて操縦資格を取得しようとする者であること。

◆ 対象となる経費

資格取得に係る受講料（テキスト代も含まれます。）

※受講場所までの交通費、飲食費、宿泊費、再受講経費、補講料については補助対象外となりますのでご注意ください。

◆ 補助率

消費税等を除いた補助対象経費の40%以内（上限10万円）

※国・県等から同一経費に対して補助を受けている場合、総事業費から補助額を差し引いた額を補助対象経費とします。

◆ 申請期間

予算の範囲内で随時受け付け

※各年度末までに事業を完了できるものに限りです。

本事業に関する問い合わせ先

潟上市 農林水産振興課 農政班 ☎018-853-5336